

語句説明

静岡市民参画の推進に関する条例(市民参画条例)

本市のまちづくりにおける憲法となる静岡市自治基本条例の理念を、市政運営において具現化していく上で重要な市民参画について定めた条例。この条例では、自治基本条例第10条第1項に規定する市民の市政への参画権を制度的に保障するため、統一的な基準を設け、市民参画手続の方法を定めている。

具体的な方法については、規則で①パブリックコメント手続の実施②意見交換会の開催③市民ワークショップの開催④審議会等への付議の四つの方法を規定している。

本市とJCHOが令和2年12月に桜ヶ丘病院移転に関する基本協定書を締結したが、これは重要な行為であり、市民参画条例に基づくパブリックコメント等を通じ、市民の意見を反映した上で実施すべきだったのではないか。また、基本協定書の締結について議会への説明が十分でないと考えるが、どうか。

答弁 本協定書は、本市とJCHOとの間で、桜ヶ丘病院の移転に関する基本的方針を示したものであることから、静岡市市民参画の推進に関する条例に基づく市民参画手続は必要ないと考える。また、この協定を踏まえ、現在JCHOと新病院の建設に向けた具体的な協議を進めており、今後議決が必要なものについては、議会に諮っていく。

* 桜ヶ丘病院移転協定書締結と市民参画条例との関係

質問者 内田 隆典 (共産党)

語句説明
(抜粋)地方自治法第96条第1項

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第6号

条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

同法に規定された議会の議決すべき事項に本協定書の締結は該当しない。また、本協定書の中に財産処分に関する基本的事項を定めたものであり、あくまで今後の交渉の基本的方向性を示したものである。

* 地方自治法第96条に抵触しないか。

桜ヶ丘病院移転協定書締結と地方自治法との関係

質問者 風間 重樹 (創生静岡)

答弁 本協定書は、市とJCHOとの間で病院の移転に関する基本的事項を定めたものであり、あくまで今後の交渉の基本的方向性を示したものである。

主な議案

2月定例会で審議した主な議案の概要は次のとおりです。

「新たな日常」への対応、国土強靭化(防災・減災、社会基盤整備)などの取組について、国の「15か月予算」の考え方と連動し、令和2年度2月補正予算と令和3年度当初予算を一体で編成しました。

令和2年度静岡市補正予算(第9号、第10号)

令和3年度静岡市当初予算

予算計上額
一般会計 約38億1千万円増
特別会計 約117億9千万円減
企業会計 約4億6千万円減
全会計 約84億4千万円減



地域元気化大応援!

エール静岡

THE LOCAL JAPAN

- ポストコロナを見据え、「新たな日常」に対応した社会の実現に向けた取組に予算を重点配分
- 激甚化・頻発化する災害への対応として、国土強靭化を強力に推進する取組を予算に反映
- 本市の最重要課題である第3次総合計画の「5大構想」を着実に推進する取組を予算に反映

- ポストコロナを見据え、「新たな日常」に対応した社会の実現に向けた取組に予算を重点配分
- 激甚化・頻発化する災害への対応として、国土強靭化を強力に推進する取組を予算に反映
- 本市の最重要課題である第3次総合計画の「5大構想」を着実に推進する取組を予算に反映

予算規模

一般会計
3,297億円
(対前年度44億円増)

全会計
6,551億円
(対前年度128億円増)

過去最大の
予算規模

※1については裏面「広報しづおか」4ページ、※2については同15ページに関連記事有り

対応状況の一例

議員質問(抜粋)

【令和元年6月定例会】
医療用補整具の購入等の
がん患者への支援をどのように進めていくのか。

事業担当部署答弁(抜粋)

がん治療による外見の変化や経済的負担は、がんを克服して社会復帰しようとしている方にとって大きな悩みとなっており、こうした悩みを軽減する取組が必要であることを把握している。
このうち、特にニーズの多かった医療用ウイッグなどの医療用補整具の購入支援については、静岡市がん対策推進協議会においてがん患者等関係団体をはじめとする各委員の意見を聞きながら、スピード感を持って対応していく。

事業担当部署の対応状況(令和2年12月末時点)

- 令和元年9月補正予算にて事業費を確保し、11月から「がん患者医療用補整具購入費助成」を開始
- 令和2年4月から「若年がん患者等生殖機能温存治療費補助」と「若年がん患者等在宅療養生活支援補助」を開始

【令和2年2月定例会】
清水消防署の日勤救急隊創設の目的は。

救急出動件数は、全国的に年々増加傾向にあり、本市では日中の時間帯に救急車の需要が多く、特に清水区内で待機する救急車が減少する状況にある。
この状況を改善するため、県内で初となる日中に特化した日勤救急隊を令和2年4月から清水消防署に設置し、運用を開始する。

- 日勤救急隊出動:609件(令和2年4月以降)
- 令和元年と比較して清水消防署管内の現場到着時間が短縮
- 令和2年の葵区、駿河区の救急隊の清水区内で発生した救急事案への出動:前年より減少⇒葵区、駿河区の救急体制が強化

令和2年度の議会活動報告を公開しました

『令和2年度 静岡市議会活動報告～静岡市議会基本条例に基づく取組～』は静岡市議会の2年度の活動をとりまとめたものです。本会議の議決状況や各種データなどの議会活動を掲載していますのでご覧ください。

資料編には、元年度中の総括質問のうち、市議会だよりに掲載した主な質問について、事業担当部署のその後の対応状況を掲載しています。

平成31年3月に議員提案による「静岡市がん対策推進条例」が制定され、がん患者への支援事業が開始されているね。



日勤救急隊導入の効果が表れているね。

掲載ページ:https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006439_00008.html
このほか、議会事務局、各区市政情報コーナーにて閲覧も可能です。

